**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十六年一月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十二月十一日

埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目二三番地の九

秋山商事株式会社

代表取締役　秋山　玲子

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十六年一月十二日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十二月十一日

神奈川県茅ヶ崎市円蔵三七〇番地

株式会社由紀精密

代表取締役　大坪　由男

**定款変更につき通知公告**

当社は、平成二十五年十二月三十一日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十五年十二月十一日

横浜市金沢区幸浦二丁目四番二

株式会社シバリネン

代表取締役　柴橋　和弘

**株式譲渡制限設定につき株券提出公告**

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年一月三十一日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十二月十一日

埼玉県さいたま市北区土呂町二丁目二三番地の九

秋山商事株式会社

代表取締役　秋山　玲子

**株式譲渡制限設定につき株券提出公告**

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、効力発生日である平成二十六年一月十二日までに当社にご提出下さい。

平成二十五年十二月十一日

神奈川県茅ヶ崎市円蔵三七〇番地

株式会社由紀精密

代表取締役　大坪　由男

**限定承認公告**

本籍千葉県千葉市緑区土気町五六四番地、最後の住所千葉県千葉市緑区土気町五六四番地

五　被相続人　亡　鳰川　久嗣

右被相続人は平成二十五年八月六日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十七日千葉家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十一日

千葉県千葉市緑区土気町五六四番地五

限定承認者　鳰川　博久

**限定承認公告**

本籍群馬県吾妻郡草津町大字草津二三五番地

一一九、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　小林　和男

右被相続人は推定平成二十五年五月十二日死亡し、その相続人は平成二十五年十一月二十二日前橋家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年十二月十一日

長野県大町市常盤四三四二番地一二

相続財産管理人　槌市　香織

**任意清算公告**

当社は、平成二十五年九月二十日をもって解散し会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産処分方法に従い清算します。この清算方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年十二月十一日

東京都国分寺市西恋ヶ窪二丁目一五番地五

エフ・エー・エス合資会社

清算人　平場　芳幸

**取得条項付新株予約権の一部の取得及び取得日の通知公告**

当社は、左記のとおり、当社の取得条項付新株予約権を取得することにいたしましたので公告します。

一、取得する取得条項付新株予約権

株式会社富士山マガジンサービス第二回新株予約権、株式会社富士山マガジンサービス第三回新株予約権、株式会社富士山マガジンサービス第四回新株予約権、株式会社富士山マガジンサービス第四回の2新株予約権、株式会社富士山マガジンサービス第四回の3新株予約権、第五回新株予約権、第五回の2新株予約権、第六回新株予約権、第六回の2新株予約権、第七回新株予約権及び第七回の2新株予約権中、平成二十五年十二月五日までに、当社、FujisanMagazineService USA、Inc.、KamiyaConsulting、Inc.、当社の子会社もしくは関連会社（「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」に定める子会社および関連会社をいう。）の役員（執行役員、監査役を含む。）、従業員または顧問のいずれの地位も喪失した新株予約権者が保有する新株予約権の全部。なお、当該地位を喪失した新株予約権者が保有する新株予約権については、平成二十五年十二月五日付の当社取締役会にて権利行使を認めない旨を決議しております。

一、取得の日　平成二十五年十二月二十六日

平成二十五年十二月十一日

東京都渋谷区南平台町一六番一一号アライブ渋谷南平台ビル八階

株式会社富士山マガジンサービス

代表取締役　西野伸一郎

**投資主総会招集及び基準日設定につき通知公告**

平成二十六年二月十八日に投資主総会を開催いたします。当該投資主総会において議決権を行使することができる投資主を確定させるため、規約第十五条第一項の規定により、平成二十五年十二月三十一日を基準日と定め、同日最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、議決権を行使することができる投資主といたします。

平成二十五年十二月十一日

東京都新宿区西新宿八丁目五番一号

野村不動産プライベート投資法人

**優先資本金の額の減少公告**

当社は、優先資本金の額を二億五千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終の貸借対照表の要旨は平成二十五年五月十日付官報号外第九十七号の一二三頁に掲載されています。

平成二十五年十二月十一日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー　白馬キャピタル3特定目的会社

取締役　中村　武

**正　誤**

| ページ | 段 | 行 | 誤 | 正 |
|---|---|---|---|---|
| 二 | 上 | 四 | 第三項 | 及び第三項 |
| 三 | 〃 | 終りから一二 | 第二項 | 同条第二項 |
| 〃 | 〃 | 一三 | 原子力発電所の発電設備の設置 | 原子力発電所の発電設備の設置 |

三ページ上段終りから一六行目と一五行目の間に次を加える。

第三条第一項中「第十九条の十七」を「第百三十四条」に、「研究開発段階にある発電の用に供する原子炉の設置、運転等に関する規則」を「研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」に「第四十三条の十四」を「第百二十九条」に改める。

同日（同号外）原子力規制委員会規則第五号（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則）

（原稿誤り）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一三七 | 下 | 六 | でない。 | でない。 |
| 一四〇 | 上 | 終りから一二 | 放射線の量 | 放射線量 |

同日（同号外）原子力規制委員会規則第六号（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則）

（原稿誤り）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一四三 | 上 | 二三 | 第十二条第二項第十二条第二項九 | |
| 〃 | 下 | 三 | 除く。）以下 | 除く。以下 |

同日（同号外）原子力規制委員会規則第八号（実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の設計及び工事に係る品質管理の方法及びその検査のための組織の技術基準に関する規則）

（原稿誤り）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 一五八 | 上 | 終りから五 | する活動 | するための活動 |

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　十二月十一日付第二六九号
政府調達第二三三号一三六

一二八ページ●同日付第二七〇号六四ページ●同日付ページ●十一月八日付参会第五号九六ページ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番四号　独立行政法人国立印刷局
電話　03（3587）4294
定価　一ヵ月一、五九六円（本体一、五二〇円）　本号一部一三六円（本体一三〇円）　（配送料別）